

広告物の種類	基準	期間	摘要
電柱等利用広告物			電力柱、電信電話柱、街路灯柱等(以下「電柱等」という。)を利用して表示するもの
巻きたて看板	<p>1 縦の長さが1.8メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さが1.2メートル以上で、かつ、地上高が4.5メートル以下であること。</p> <p>3 表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	電柱等を利用して、巻き付けて表示するもの
そで看板	<p>1 幅が0.5メートル以下で、かつ、縦の長さが1.2メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上では、2.5メートル以上)であること。</p> <p>3 原則として道路の中央側に向けて表示しないこと。</p> <p>4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	電柱等を利用して、添架して表示するもの
広告板			建植し、又は建物、工作物等を利用して表示し、又は設置するもの及びこれらに類するもので、柱状又は塔状以外のもの

建植広告板	<p>1 高さが13メートル以下(第二種普通規制地域等においては、20メートル以下)であること。</p> <p>2 一面の表示面積が30平方メートル以下(第一種普通規制地域等における電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、15平方メートル以下)であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上(東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上)であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>6 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p> <p>7 自己用として設置するものであること(第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る)。</p>	3年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの
-------	--	------	-------------------

壁面利用広告板	<p>1 第一種普通規制地域等においては、一の壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下(電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、25平方メートル以下)で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下、第二種普通規制地域等においては一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>3 表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	建物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示するもの(壁面突出広告板であるものを除く。)
壁面突出広告板	<p>1 表示面積が、第一種普通規制地域等においては50平方メートル以下(電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が25平方メートル以下)、第二種普通規制地域等における電光表示広告物等の電光表示装置にあつては50平方メートル以下であること。</p> <p>2 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上(歩道がある場合は、1メートル以上)突き出さないこと(電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。)</p>	三年以内	建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面がないもの

固定広告物等

	<p>3 地上から電光表示装置の上端までの高さが壁面の高さを超えないこと(第一種普通規制地域等における電光表示広告物等に限る。)</p> <p>4 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上では、2.5メートル以上)であること。</p> <p>5 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>		
<p>屋上利用広告板</p>	<p>1 電光表示装置を有しないこと。(第一種普通規制地域等に限る。)</p> <p>2 高さが第一種普通規制地域等においては10メートル以下、第二種普通規制地域等においては20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内(第二種普通規制地域等においては、3分の2以内)であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	<p>3年以内</p>	<p>建物の屋上を利用して設置するもの</p>
	<p>1 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上では、2.5メートル以上)であること。</p>		

アーケード利用 広告板	<p>2 一面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のもは同一の規格によること。</p> <p>4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	アーケードを利用して設置するもの
車体外面 広告板	<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>	3年以内	自動車又は電車の外面を利用して設置し、又は外面に表示するもの
広告塔			建植し、又は建物、工作物等を利用して設置するもので、柱状又は塔状のもの
	<p>1 高さが13メートル以下(第二種普通規制地域等においては、20メートル以下)であること。</p> <p>2 一面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下(電光表示広告物等にあつては、一面の電光表示装置の表示面積が15平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が60平方メートル以下)であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p>		

建植広告塔	<p>4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上(東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上)であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>6 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p> <p>7 自己用として設置するものであること(第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る)。</p>	3年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの
屋上利用広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと(第一種普通規制地域等に限る。)</p> <p>2 高さが第一種普通規制地域等においては10メートル以下、第二種普通規制地域等においては20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内(第二種普通規制地域等においては、3分の2以内)であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	建物の屋上を利用して設置するもの

アーチ広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>2 脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上(歩道上では、2.5メートル以上)であること。</p> <p>3 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	堅牢ろうな材料を使用して製作し、道路を横断して建植するもの
--------	--	------	-------------------------------

広告物の種類	基準	期間	摘要
はり紙	建物その他の物件の壁面にはり付けて表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであるとを問わず、連続して表示されたはり紙の表示面積の合計が1平方メートル以下であること	1月以内	ポスター又はちらしの類で、主として紙製のもので、建物、掲示板等にはり付けて表示するもの
はり札等	<p>1 表示面積が0.5平方メートル以下であること。</p> <p>2 建物その他の物件の壁面に表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであるとを問わず、連続して表示されたはり札等の表示面積の合計が1平方メートル以下であること。</p>	1月以内	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物をはり、容易に取りはずせる状態で作物等に取り付けて表示するもの又はこれに類するもの
立看板等	<p>1 高さが3メートル以下であること。</p> <p>2 表示面積が5平方メートル以下であること。</p>	3月以内	木枠に紙張り若しくは布張りをしたもの又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物をはり、容易に取りはずせる状態で立て、若しくは作物等に立て掛けて表示するもの又はこれらに類するもの(これらを支える台を含む。)
広告幕	<p>1 建物その他の物件の壁面を利用して表示する場合は、幅が1.8メートル以下で、かつ、長さが20メートル以下であること。</p> <p>2 道路を横断する場合は、下端の高さが4.5メートル以上(歩道上では、2.5メートル以上)であること。</p>	1月以内	布、ビニール等の幕状のもので、建物、作物等に両端を固定して表示するもの

簡易
広告物

	広告旗	一面の表示面積が2平方メートル以下であること。	1月以内	容易に移動させることができる状態で立て、又は容易に取り外すことができる状態で取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)
特殊 広告物	気球利用広告物	1 幅が1.5メートル以下で、かつ、縦の長さが15メートル以下であること。 2 地上から気球の先端までの垂直距離が45メートル以下であること。	1月以内	気球を利用して表示するもの